２．棚卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　貯蔵品
最終仕入原価法による低価法を採用しております。
⑵　未成受託研究支出金
個別法による低価法を採用しております。
３．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ２年～50年 |
| 構築物 | ２年～50年 |
| 機械装置 | ２年～17年 |
| 車両運搬具 | ２年～６年 |
| 工具器具備品 | ２年～20年 |

なお、受託収入等自己収入で取得した固定資産は使用予定期間で償却しております。
また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。
⑵　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 工業所有権 | ５年～８年 |
| ソフトウェア | ３年～５年 |

⑶　リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
４．賞与引当金の計上基準
役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込額については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
５．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
６．リース取引の処理の方法
リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
７．収益及び費用の計上基準
⑴　自動車検査に係る収益
自動車検査に係る収益は、道路運送車両法に基づく各種検査（新規検査・継続検査・構造等変更検査、臨時検査、予備検査）のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客からの申し込みに基づいて検査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客へ検査サービスを提供した日の一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、検査サービスを提供した日で収益を認識しております。
なお、技術情報管理手数料については、当該手数料の納付者は独立行政法人会計基準第86に定める「顧客」の定義に該当しないことから、独立行政法人会計基準第86で定める会計処理の対象外としております。技術情報管理手数料は、技術情報管理手数料の徴収対象となる検査実績に基づき手数料を徴収しており、同額で収益を計上しております。
⑵　型式審査に係る収益
型式審査に係る収益は、道路運送車両法に基づく自動車型式指定審査、装置型式指定審査、共通構造部型式指定審査のため顧客が支払う審査手数料であり、顧客と合意した審査サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客への審査サービスの提供が完了する一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、審査サービスの提供が完了した日で収益を認識しております。
⑶　受託研究及び受託事業に係る収益
受託研究及び受託事業に係る収益は、主に国又は民間企業から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客へサービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
９．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表関係］

| | |
|---|---|
| 出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額の合計額 | △15,833,198,928円 |

［行政コスト計算書関係］
１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | |
|---|---|
| 行政コスト | 31,642,820,804円 |
| 自己収入等 | △27,523,224,941円 |
| 法人税等及び国庫納付額 | 0円 |
| 機会費用 | 1,702,170,980円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 5,821,766,843円 |

２．機会費用の計上方法
⑴　国有財産の無償使用による機会費用の計算方法
近隣の地代や賃貸料を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。
⑶　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職給与のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人自動車技術総合機構退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。ただし、国との人事交流による出向職員のうち、退職給与を支給しないことが独立行政法人の給与規程等において明らかとなっていない出向職員については、退職給付引当金を計上しており、機会費用の算定は行っておりません。

［キャッシュ・フロー計算書関係］
資金の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 19,615,416,836円 |
| 定期預金 | 0円 |
| 資金期末残高 | 19,615,416,836円 |

［金融商品の時価等に関する事項］
金融商品の状況に関する事項
１．当法人は、資金運用については短期的な預金に限定して運用しております。
２．現金及び預金、未収金及び未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。